

**JUMVEA**  
**JAPAN USED MOTOR VEHICLE EXPORTERS ASSOCIATION**  
 (日本中古車輸出業協同組合)

TEL 03-5719-3441

**組合加入申込書**

FAX 03-5719-3443

出資金引受口数(一口￥100,000)	口	¥
---------------------	---	---

正会員(一般会員)/ 賛助会員(資本金6千万円以上かつ100名以上の社員数)

日本文	会社名	印	
	住 所	〒	
	代表者名	正式な役職名	
		氏名	印
担当者 (協同組合との窓口となつて下さる方)	正式な役職名		
	氏名		
英文	会社名		
	住 所	〒	
	代表者名	正式な役職名	
		氏名	印
担当者 (協同組合との窓口となつて下さる方)	正式な役職名		
	氏名		
TEL		FAX	
メールアドレス			
ホームページアドレス			
取引銀行	銀 行 信用金庫		本店 支店
	普通・当座	口座番号	
	口座名		
資 本 金			
業 种			
年間売上高			
主要輸出仕向け地			
従業員数			
紹 介	なし・あり( )		
備 考			

**JUMVEA**  
**JAPAN USED MOTOR VEHICLE EXPORTERS ASSOCIATION**  
(日本中古車輸出業協同組合)

TEL 03-5719-3441

**組合加入申込書**

FAX 03-5719-3443

出資金引受口数 (一口￥100,000)	1 口	¥	￥100,000
----------------------	-----	---	----------

正会員 (一般会員) / 賛助会員 (資本金 6千万円以上かつ100名以上の社員数)

日本文	会社名	ABC 株式会社			印	
	住 所	〒 記入して下さい				
	代表者名	正式な役職名 取締役社長				
		氏名	中輸協 太郎			印
	(協同組合との窓口となつて下さる方)	担当者	正式な役職名 営業課長			
		氏名	日本 次郎			
英文	会社名	ABC CO LTD				
	住 所	〒 記入して下さい				
	代表者名	正式な役職名 MANAGING DIRECTOR				
		氏名	TARO CHUYUKYO			印
	(協同組合との窓口となつて下さる方)	担当者	正式な役職名 SALES MANAGER			
		氏名	JIRO NIPPON			
	T E L		F A X			
	メールアドレス					
	ホームページアドレス					
取引銀行	日本銀行		銀 行	品川	本店支店	
	普通・当座	口座番号	12345			
	口座名	ABC 株式会社				
資 本 金	1,000万円					
業 种	中古車輸出業					
年間売上高	2000万円					
主要輸出仕向け地	ドバイ ケニア ロシア					
従業員数	4名					
紹 介	なし・あり ( WEB を見たので )					
備 考						

## 誓 約 書

年      月      日

日本中古車輸出業協同組合  
理事長 佐藤 博 殿

住 所

会社名

代表者氏名

印

私は、貴協同組合の組合員になるにあたり、貴協同組合の組合員規則その他諸規定、命令を遵守し、誠実に組合員の義務を果たすとともに、一切の不正な行為を犯さないことを誓約致します。又、万が一、定款並びに組合規定に抵触した場合は、理事会の決裁に基づく退会勧告に従い、速やかに退会することを誓約致します。

以上

# 日本中古車輸出業協同組合定款

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もつて組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 本組合は、日本中古車輸出業協同組合と称する。

### (地区)

第3条 本組合の地区は、全国の区域とする。

### (事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を東京都品川区に置く。

### (公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、日刊自動車新聞に掲載してする。ただし、解散に伴う債権者に対する公告は、官報に掲載してする。

### (規約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

## 第2章 事業

### (事業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の取り扱う中古車の共同購買及び斡旋に関する事業
- (2) 組合員の取り扱う中古車の共同輸出事務代行斡旋に関する事業
- (3) 組合員の取り扱う中古車の共同陸送斡旋に関する事業
- (4) 組合員の取り扱う中古車の共同保管斡旋に関する事業
- (5) 組合員の取り扱う中古車の共同配船に関する事業
- (6) 組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借り入れ
- (7) 商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫、銀行、信用金庫、信用協同組合に対する組合員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任をうけてする組合員に対するその債権の取立て
- (8) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上 又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (9) 組合員の福利厚生に関する事業
- (10) 前各号の事業に附帯する事業

### 第3章 組合員

#### (組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 古物商許可証を有し、中古車を輸出する事業者であること。
- (2) 組合の地区内に事業所を有すること。

#### (加入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあつたときは、理事会においてその諾否を決する。

#### (加入者の出資払込み)

第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

#### (相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後 30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になつたものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

#### (自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

#### (除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたつて本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠つた組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

#### (脱退者の持分の払いもどし)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払いもどすものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第16条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもつて充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終りにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

（1）事業を休止したとき

（2）事業の一部を廃止したとき

（3）その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本組合は、前項の請求があつたときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払いもどし）の規定を準用する。

(届出)

第18条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならぬ。

（1）氏名及び名称（法人たる組合員にあつては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき

（2）事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

（3）資本の額又は出資の総額が3千万円を超える、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超えたとき

(過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

（1）第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあつた組合員

（2）前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第20条 出資1口の金額は、10万円とする。

(出資の払込み)

第21条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。